日向市介護予防・日常生活支援総合事業における

指定第１号訪問事業（訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第１条　（有）共栄調剤薬局が運営する指定介護予防訪問介護事業所（において実施する日向市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

４　訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第３条　訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　訪問介護　ほそしま

（２）所在地　宮崎県日向市大字日知屋古田町10番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）訪問事業責任者　１名

・訪問型サービス個別計画等の作成等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等地域包括支援センター等との連携に関すること。

・従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・従事者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）従事者　1名（常勤　0名、非常勤　8名）

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

従事者は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　日曜日土曜日までとする。

（２）営業時間　原則として午前8時から午後5時までとする。

（３）サービス提供時間　原則として24時間体制

（訪問型サービスの内容）

第７条　事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

（１）訪問型サービス個別計画等の作成

（２）生活援助に関する援助

（３）身体介護に関する内容

（利用料等）

第８条　訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「日向市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割または2割の額とする。利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、日向市内とする。

（衛生管理等）

第１０条　従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　従事者は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１２条　訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　　高齢者虐待防止の推進

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならい。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会

（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果に

ついて従業者に周知徹底を図ること。

⑵　虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に

実施すること。

⑷　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

２　事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低５年間は保存するものとする。

３　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社共栄調剤薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１６条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を日向市へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に訪問型サービスを受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第17条　ハラスメント対策の強化
第一号訪問事業（訪問型サービス）訪問介護ほそしまは、適切な第一号

訪問事業（訪問型サービス）訪問介護ほそしまの提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、また、取引先等や顧客からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により当該事業所の従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

　(1)　ハラスメント防止規定、対応マニュアル等の整備を行う。
　(2)　掲示等で、従業員への周知・啓発を行う。
　(3)　定期的な職員研修の実施を行う。

附　則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

　　　　　　令和3年4月1日から施行する。

　　　　　　令和7年4月1日から施行する。